

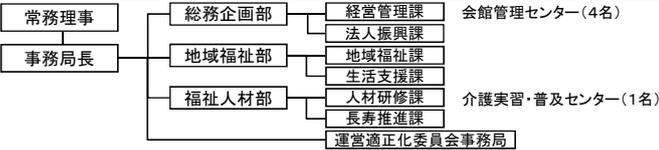
令和4年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和5年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県総合社会福祉会館 (平成6年12月1日)	所在地 〒790-0815 愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 電話 089-921-5070 HP https://www.ehime-shakyo.or.jp/
県所管課	保健福祉課	指定管理者の名称 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)	利用料金制 ○ あり なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	施設の外観
施設内容	多目的ホール(定員300人)、研修室(定員100人)、視聴覚室(定員50人)、第1会議室(定員46人)、第2会議室(定員46人)、円卓会議室(定員28人)、託児室(定員児童約5人)、福祉サロン(定員20人)、ボランティア活動交流室(定員24人)	
指定管理者が行う業務	①介護に関する知識、技術及び機器の普及に関すること ②各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること ③その他必要なこと(①、②に関するもの) ④会館の利用の許可に関すること ⑤会館の利用に係る料金の収受に関すること ⑥会館の利用促進に関すること ⑦会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること ⑧その他知事が定める業務	
施設の管理体制		

3 検証のための指標の推移

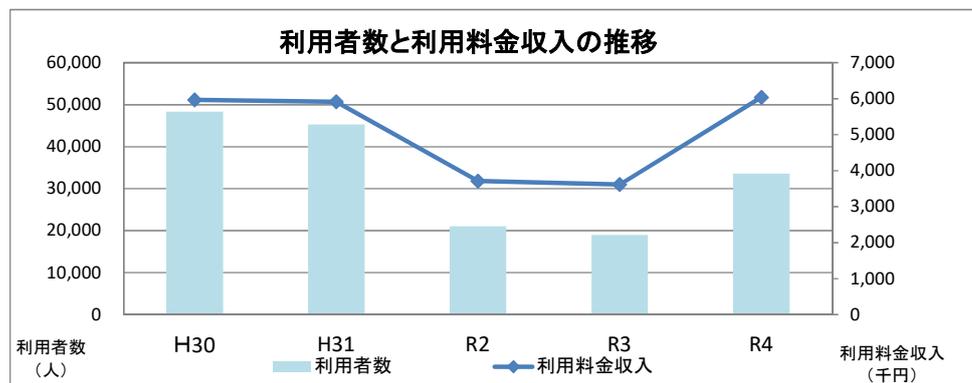
(1) 利用者数

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数	48,313 人	45,333 人	21,038 人	19,004 人	33,558 人

(2) 収支状況

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取 入 (A)	64,962 千円	66,033 千円	66,495 千円	65,860 千円	74,887 千円
委 託 料	58,992 千円	60,120 千円	60,062 千円	60,062 千円	60,062 千円
委託料(補正額)※	0 千円	0 千円	2,722 千円	2,184 千円	8,786 千円
利用料金収入	5,970 千円	5,913 千円	3,711 千円	3,614 千円	6,039 千円
その他収入	0 千円				
支 出 (B)	64,962 千円	66,033 千円	66,495 千円	65,860 千円	74,887 千円
事業費	4,190 千円	4,272 千円	4,213 千円	3,795 千円	4,135 千円
維持管理費	22,273 千円	22,303 千円	24,992 千円	25,642 千円	28,758 千円
人件費	21,369 千円	23,959 千円	22,385 千円	22,313 千円	22,394 千円
その他支出	17,130 千円	15,499 千円	14,905 千円	14,110 千円	19,600 千円
取 入 (A) - 支 出 (B)	0 千円				

(※)新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



(※2) 収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

- 令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用制限、自粛等の影響で施設利用が激減した。
- 令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続き、前2年度と比較して利用者は増加したものの、コロナ禍前の水準までは戻っていない。
- 一方、感染症対策のため、使用する会場数や使用時間が増えたため(会場ごとの人数制限のため複数会場を使用する、感染対策を図るための準備と片付けにかかる時間の確保等による)、利用料収入は増加した。

4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ○ロビー展の開催 ○会館利用者へのアンケートの実施(意見や要望を検討し、可能なものから対応) ○ホームページの充実(予約状況の公開、施設周辺情報マップの掲載等) ○災害用物資の備蓄 ○館内設備の充実・改修等(天吊プロジェクターの設置、トイレ洋式化等) ○感染症対策の実施 ○介護実習・普及センター実施講座の周知 ○フリーWi-Fiサービスの導入 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者がコロナ禍前の水準までは戻っていないものの、利用者からの意見を踏まえた改善や、情報発信の充実、設備の充実・改修など、提供サービスや利便性の向上のための取組みを積極的に進めている。</p>	A

(2) 施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ○貸館実施後、貸出した物品の消毒や部屋の清掃を行っている。 ○委託業者による日々の清掃業務で館内の清潔・安全を確保している。 ○委託業者による各種設備の定期点検を行い、異常や要改善箇所を早期に発見し、適宜修繕等の対応を行っている。 ○必要な修繕等(特に大規模なもの)について中長期的な計画を県と共有して優先度の高いものから順次取り組んでいる。 	<p>新型コロナの感染防止対策も含めて、施設の清掃や消毒を適切に実施するとともに、各種設備の定期点検を欠かさず、必要があれば早期に修繕等を行っている。</p>	B

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

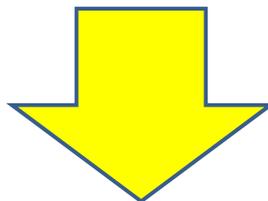
指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評 価
<p>利用者アンケートを実施し、意見や要望についてはその都度協議している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アンケートにより高い評価を得た内容 ・必要物品はすべて整っており他の施設に比べて充実している(本会館は冷暖房費、ホワイトボード、マーカー、ケーブル等も無料で貸出可能) ・マイク等音響設備が良く使いやすい ・アクリル板や消毒液等の備品も整っており感染対策に適切に取り組んでいるため安心感がある ○アンケートの意見・要望を受けての主な対応事項 ・冷房の効きがよくなかった⇒令和4年5月に空調関連設備改修を実施 ・駐車場を増やしてほしい⇒駐車場の確保は困難であるが、周辺情報マップ(有料駐車場、飲食店等)を公開して周辺の有料駐車場を案内 ・ハンガーラックがあればよい⇒令和5年3月に貸会場用のハンガーラックを設置 	<p>利用者アンケートを実施し、意見や要望については、指定管理者の関係部署で適切に状況共有し、施設運営の質の維持・向上に活かしている。</p> <p>特に、設備に対する改善要望については、可能な限り早期に対応するとともに、大規模な機器改修が必要なものについては、県とも協議の上で計画性をもって対応している。</p>	B

(4) 施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ○愛媛県社会福祉協議会のホームページ内で会館の情報(貸館に関する案内、予約状況、館内案内、施設周辺情報マップ等)を公開している。 ○介護実習・普及センターについても、各種会議や広報誌等を通してセンター事業や講座等の案内を実施している。 	<p>施設の利用促進を図るため、指定管理者のホームページで分かりやすい情報発信に努めている。</p> <p>また、介護実習・普及センター事業の実施にあたっては、様々な会議や広報誌等を通して、センター事業や講座等の案内に努めている。</p>	B

【評価基準】

- S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの
- A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの
- B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの
- C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括
<p>県内の各種福祉団体の活動拠点として、福祉に関する相談対応や福祉・介護人材の養成、県民ボランティアの支援等の機能を高めている。また、効率的な施設運営を行うことで、施設の利用件数や利用者数も堅調に推移し、指定管理者制度の導入による一定の成果を上げていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍前の令和元年度の水準までは施設利用が戻っていない。引き続き、ホームページや広報紙等を活用して総合社会福祉会館の情報発信を行い、貸会議室等の利用率の向上に努める必要がある。</p> <p>なお、本施設は平成6年に完成し、開館後25年以上が経過しており、施設・設備の老朽化の進行に伴って修繕費等の増加が懸念される。引き続き、効率的な施設・設備の運営と利用者の安全確保のため、個別施設計画に沿って対応の優先度を判断しながら計画的に改修を行っていく。</p>